

町営住宅等の入居者を募集します

●お問い合わせ 建設課 ☎76-3811

町営住宅

青山住宅

- 住 所** 九重町大字右田 785 番地の 1
- 募集戸数** 一般世帯向け 2 戸 (3LDK: 1 戸) (2LDK: 1 戸)
- 住宅使用料等** 住宅使用料は所得によって決定。
駐車場使用料 1, 000 円/月



地域優良賃貸住宅

奥野住宅

- 住 所** 九重町大字右田 2022 番地の 1
- 募集戸数** 新婚・子育て世帯向け 1 戸 (3LDK)
若者単身向け 2 戸 (1DK)
- そ の 他** IH クッキングヒーター (20A 措置タイプ) が必要。
- 基本住宅使用料** 78, 000 円/月 (新婚・子育て世帯向け)
52, 000 円/月 (若者単身者向け)
- 駐車場使用料** 1, 000 円/月 (1 台分)



- 基本減額** 次のいずれかの条件を満たす方は、基本住宅使用料から 28,000 円/月 (新婚・子育て世帯向け)、12,000 円/月 (若者単身向け) を減額
- (1) 入居時点において新婚世帯で、かつ、入居日から 5 年を超えていない世帯又は妊娠している者がいる世帯。
 - (2) 入居時点において子育て世帯又は新婚世帯で、かつ、同居の子が規則で定める学校に在学しており、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を迎えていない世帯。
 - (3) 入居時点において若者単身者で、40 歳以下の者による単身世帯
 - (4) 入居時点において若者単身者で、新婚世帯又は子育て世帯となった世帯

募集期間：令和 4 年 9 月 16 日 (金) ~ 9 月 30 日 (金) 午後 5 時まで



▲九重町 HP

申込みについて

- 入居予定日：令和 4 年 11 月 1 日 (火) から
- 敷金 (入居時住宅使用料の 3 月分) を入居手続きの際に納入が必要です。
- 入居後、共益費が必要です。
- 申込みには、所得制限等の要件があります。応募が多数の場合は抽選会を行います。
- 申込書は、建設課 (役場 2 階) に用意しています。九重町ホームページからもダウンロードできます。
- 町営住宅の使用制限措置に基づき、暴力団関係者と判明した場合は、入居できません。

3 市町合同移住者交流会

●お問い合わせ 企画調整課 ☎76-3807

九重町、玖珠町、日田市へ移住した方を対象に移住者交流会を開催します。
新しい人との出会いや地域の魅力を発見しませんか。お子さんの参加也大歓迎！
タイミングが合えばJR九州「或る列車」に会えるかも！？

- と き 10月23日（日） 午前11時～午後1時
- ところ 豊後森機関庫公園
(玖珠郡玖珠町岩室36-15)
※雨天時 メルサンホール
(玖珠郡玖珠町大字岩室24-1)
- 駐車場 近隣の公共駐車場をご利用ください。
- 参加費 2,000円（飲食代込み）
小学生以下は1,000円
- 募集数 50人（応募多数の場合は抽選）
- 申込期限 10月13日（木）
- 申込方法 お問い合わせ先まで
電話でお申し込みください



木造住宅の無料簡易耐震診断をしませんか？

●お問い合わせ 建設課 ☎76-3811

九重町では、大分県と建築士事務所協会と協力して、ご自宅の無料簡易耐震診断を行います。
簡易耐震診断は正式な耐震診断ではありませんが、住宅のどのようなところに地震に対する強さや弱さがあるのかを調べることができます。

対 象 平成12年5月以前に着工された木造一戸建て住宅
(併用住宅で、住宅部分の面積が1/2以上のものを含む)

日 時 10月11日（火）～10月14日（金） 詳細な日時はご希望をお伺いした上で確定します

実施方法 九重町職員と建築士事務所協会の会員がご自宅に伺い、1時間程度で診断を行います。
ご自宅の図面がある場合は、当日ご用意いただけると短時間で実施できます。

申込期限 9月30日（金）までに、建設課までお申込みください。



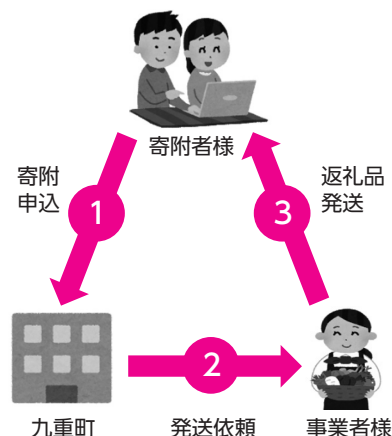
ふるさと納税返礼品の協力事業者を募集します

●お問い合わせ 企画調整課 ☎76-3807

九重町では、「ふるさと納税」制度で寄附をいただいた方へ、感謝の気持ちを込めて町内の特産品（返礼品）を贈呈しています。現在、九重町の魅力を伝える「ふるさと納税返礼品」をご提供いただける事業者様を募集しています。ふるさと納税制度を通じ、あなたの自慢の品物を全国に届けてみませんか？

協力事業者への3つのメリット

- (1) ホームページへの掲載料・送料が無料
ホームページ掲載料や返礼品の送料は町が負担
- (2) 商品を全国へPR
返礼品を送付時に、自社のパンフレット等の同封が可能
販路拡大・PRが図れる
- (3) 返礼品の写真撮影が無料
プロのカメラマンによる返礼品の写真撮影が無料でできる
撮影した写真は、自社のチラシやホームページ等に使用可



事業者様 Q&A

Q 誰でも事業者登録できるの？

A 町内に事業所等（本社・支社・営業所・加工所等）を有する法人、団体又は個人事業主で、町税等の滞納がない方は、どなたでも登録できます。

Q 返礼品はどんなものでもいいの？

A 町内で生産されたもの、または町内で加工・製造されたものに限定されます。また、町内で行われる体験チケットや宿泊券も返礼品として登録できます。

Q 注文を受けてからどのくらいで発送しなければならないの？

A 基本的には1～2週間ほどですが、「寄附を受けてから〇日後に発送」というように、発送時期を事前に決めることも可能です。

小規模集落対策のお知らせ

●お問い合わせ 企画調整課 ☎76-3807

九重町では、令和4年3月末現在、全140行政区のうち、43行政区（約30%）が小規模集落に該当しています。

高齢化率とは・・・65歳以上の高齢者が総人口に占める割合

小規模集落とは・・・65歳以上の高齢者が行政区の総人口の50%以上を超える行政区のこと

小規模集落を支援する取組

＜小規模集落等支援事業費補助金＞

小規模集落などの条件不利地域での生活を守るために、地域住民、地域コミュニティ組織等、様々な主体が実施する長期的に実施する地域課題の解決につながる事業などが対象です。

大分県と九重町で対象事業費の19/20以内を補助するものです。

＜小規模集落応援隊＞

人手不足で困難になっている集落の共同作業（集落の作業である、里道の補修や草刈り、集会所や公民館、公園の掃除や水路の泥上げ、簡易水道タンクの清掃、祭りの準備や御輿担ぎなど）を、企業やNPO、ボランティア団体などの活動団体に支援をいただくものです。

防災士資格試験の受講者募集

●お問い合わせ 危機管理情報推進課 ☎76-3801

九重町では、地域防災力の強化を目的に「防災士資格試験」への助成を行っています。防災士になって地域の防災力を高めませんか？

防災士資格の研修・試験

と き

11月26日（土）・11月27日（日）の2日間

※事前のレポート作成、2日間の研修・試験で合格した方は、消防署で行われる普通救急救命講習（別日に開催）を受けていただきます

と ころ

九重文化センター大会議室

定 員

10名（申込先着順）

費 用

無料（研修受講・資格試験等の費用負担はありませんが、会場までの交通費は個人負担です。当日は証明写真を2枚ご持参ください）

申込期限

10月7日（金）まで

申込方法

受講を希望される方は、危機管理情報推進課（☎76-3801）までご連絡ください。



シリーズ
『障がい福祉』
⑧

大分県医療的ケア児支援センター開設について

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎76-3821

「お風呂に入る」「外出する」「お友だちと遊ぶ」「学校に行く」・・・そんな当たり前の暮らしをスムーズに送るためには、医療的ケアの有無にかかわらず、そして住んでいる地域や年齢に関係なく、適切な支援を受けられることが必要です。

そこで、大分県では、令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき「大分県医療的ケア児支援センター」を開設しました。

医療的ケア児の保護者や支援関係者等、困りごとや不安をお抱えの方は、是非ご利用ください。

大分県医療的ケア児支援センターとは・・・

県内の医療的ケア児やその家族、支援関係者からの相談をワンストップで受け付けるセンターです。

当事者の皆様はもちろん、保育所・幼稚園・学校・医療機関・訪問看護ステーション・ヘルパー事業所等、支援に関係する方はどなたでも相談できます。

生活や支援に関する困りごとや不安の解決に向けて、各分野の関係者と協力して一緒に考えます。

相談窓口

- 専用電話 090-4052-0750
- メール oita.icare.shien@gmail.com
- 場 所 別府発達医療センター



※詳細は大分県障害福祉課HPをご覧ください



▲HP

～脳からはじめる健康管理～

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎76-3821

『脳健康度チェック』を開催します

脳は私たちの体のほぼすべての臓器の活動をコントロールしている『体全体の司令塔』です。脳の機能は、働き盛りの世代から少しずつ衰えが始まっており、脳の機能が衰えることで、身体活動も精神活動もスムーズに運ばなくなります。人生100年時代と言われています。体も脳も100年生きていくためには、日頃の体調管理と同じように脳の健康を意識する生活習慣が大切です。まずは、“脳健康度”をチェックすることから始めてみませんか？

開催日程と会場

開催日	会場	時間 (1人30～40分程度)	
10月19日(水)	野上公民館	① 9:00～(2名)	※1日8名 予約制です (①～④の時間帯で2名ずつ)
10月21日(金)	飯田公民館	② 9:45～(2名)	
10月24日(月)	東飯田公民館	③ 10:30～(2名)	
10月26日(水)	南山田公民館	④ 11:15～(2名)	

※予約は先着順になります

■実施内容：健康チェックアンケート、脳健康度チェック（タブレット使用）、結果説明

■対象者：町内在住で65歳以上の方

■予約方法：電話での予約となります。ご興味のある方はお問い合わせ先までご予約ください。 ※予約の締め切り⇒10月5日(水)まで

■その他：このチェックは認知症の診断を目的としたものではありません。
また、チェックはタブレットを使用します。眼鏡等必要な方はご準備ください。



脳を活性化する運動『ブレパサイズ®』のご紹介！

『ブレパサイズ®』とは、音楽に合わせて手足を動かし、さらに知的課題の実践も盛り込んだ、体と脳を活性化するデュアルタスク(2つのことを同時に行う)の運動プログラムです。脳の健康を保つための入門編として、気軽に楽しく始めてみませんか。ブレパサイズ®について詳しく知りたい方は地域包括支援センター(☎76-3863)までお問い合わせください。

■気軽に(所要時間は約15分)

■楽しく(音楽に合わせて)

■一人でも(動画を見ながら一人でもできる)

■続けられる(好みや難易度で動画を選択できる)

■ブレパ【ブレインパフォーマンス：脳の健康度】に良い

(体を動かしながら頭を使う知的課題で脳に刺激を)

※ブレパサイズは疾患の治療や予防を目的としたものではありません。

※ブレパサイズはエーザイ株式会社の登録商標です。



ブレパサイズの動画はこちらから！
<https://sodan.e-65.net/bp3/>
※二次元コードからもご覧いただけます。

お忘れではありませんか？令和4年度住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎76-3821

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、令和4年度に新たに住民税非課税となった世帯（※）に対して、1世帯あたり10万円を支給しています。

対象と思われる方には書類を送付しています。提出期限が迫っていますので、お済でない方はご確認をお願いします。

※一度非課税世帯に対する臨時特別給付金を受給した世帯は対象外です。

●提出期限 令和4年9月30日（金）

＜＜転入・住民税未申告の方＞＞

転入や住民税未申告により、課税情報等が確認できない世帯へは、ご案内を送付しておりません。

転入・住民税未申告の方がいる世帯で、該当すると思われる方は、申請の必要があります。（他市町村で令和3年度給付対象となっている方は対象外です。）

申請書は、役場健康福祉課に備えています。

＜＜家計急変世帯に対する給付金＞＞

令和4年度課税世帯の方で、新型コロナウイルス感染症の影響により令和4年1月以降の収入が減少し『住民税非課税世帯』と同等の収入となった家計急変世帯の方へ、同様の給付を行っています。

証明書等を添えて申請が必要となりますので、事前に健康福祉課までご相談ください。

国民年金広場

20歳になったら国民年金

●お問い合わせ 住民課 ☎76-3802
日田年金事務所 ☎0973-22-6174

国民年金は基礎年金ともいわれ、国民皆年金制度により、20歳以上60歳未満の人はすべて加入しなければならない公的年金のことです。一定額の保険料を納めることにより、老齢、障害、死亡によって、その人や家族の生活が脅かされないように保障する社会保障制度です。自分が支払った保険料を将来受給する積立方式ではなく、集めた保険料をその時の年金支給にあてる賦課方式を採用しています。

国民年金は…

老後を支える終身保障

「老齢基礎年金」が受け取れる一生涯の保証です

万が一の障害や遺族も補償

老後だけでなく現役世代の保証も充実しています

保険料が控除

納めた保険料の全額が所得から控除されます

基礎年金の半分は国（税金）が負担

基礎年金の半分は国（税金）から支払われています

20歳になった方には日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」や納付書等により、加入したことをお知らせします。令和4年度の保険料は月額16,590円です。原則として、保険料を納めなければ年金を受け取ることができませんが、保険料を納めることが困難な方のために保険料の免除や支払いを猶予する制度もあります。

各種手続きは住民課や年金事務所の窓口で申請できるほか、マイナンバーカードを利用してマイナポータルから電子申請することもできます。

◆詳しく確認したい方はこちら→ 日本年金機構ホームページ (<https://www.nenkin.go.jp/>)

後期高齢者医療制度に加入している皆様へ 令和4年10月1日から自己負担割合の区分が変わります

●お問い合わせ 住民課 ☎76-3802
大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771

現在の自己負担割合が1割負担の人のうち、一定以上の収入・所得がある人（現役並み所得者を除く）について、令和4年10月1日から医療機関などの窓口で支払う自己負担割合が2割になります。これにより、自己負担割合は1割・2割・3割の3区分となります。

自己負担額が2割になる方

世帯内の後期高齢者のうち、住民税課税所得が28万円以上の方がおり、次の①または②に該当する人

- ①同じ世帯に後期高齢者が1人で「年金収入＋その他の合計所得金額」が200万円以上
- ②同じ世帯に後期高齢者が2人以上で「年金収入＋その他の合計所得金額」が320万円以上

被保険者証の2回送付

8月に2割負担に変更となる被保険者の判定を行ったことから、負担割合の変更がある・ないに関わらず、みなさまの被保険者証を再度発行します。7月に9月末まで有効の被保険者証（茶色）を発送したところですが、負担割合の再判定処理後の被保険者証（桃色）を9月中に再度お送りします。こちらは、有効期限が令和5年7月31日となりますので、10月以降は桃色の被保険者証をお使いください。

7月にお送りした1回目の被保険者証（茶色）

後期高齢者医療被保険者証
被保険者番号 ○○○○○○○○
住 所 ○○○○○○○○○○
氏 名 ○○ ○○
生 年 月 日 ○○○○○○○○○○
資格取得年月日 ○○○○○○○○○○
発 行 期 日 ○○○○○○○○○○
交 付 年 月 日 ○○○○○○○○○○
一部負担金の割合 ○○○○○○○○○○
○割
保 険 者 番 号 ○○○○○○○○○○
保 険 者 名 ○○○○○○○○○○○○

有効期限
令和 4年 9月 30日

性別

9月にお送りする2回目の被保険者証（桃色）

後期高齢者医療被保険者証
被保険者番号 ○○○○○○○○
住 所 ○○○○○○○○○○
氏 名 ○○ ○○
生 年 月 日 ○○○○○○○○○○
資格取得年月日 ○○○○○○○○○○
発 行 期 日 ○○○○○○○○○○
交 付 年 月 日 ○○○○○○○○○○
一部負担金の割合 ○○○○○○○○○○
○割
保 険 者 番 号 ○○○○○○○○○○
保 険 者 名 ○○○○○○○○○○○○

有効期限
令和 5年 7月 31日

性別

自己負担割合が2割となる方の負担を抑える配慮措置

令和4年10月1日から令和7年9月30日までの制度開始後3年間は、2割負担となる方については、外来医療の自己負担割合の引き上げに伴う1ヶ月の負担増加額が3,000円までに抑えられます。同一の医療機関での受診は、上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱いとします。そうでない場合（複数の医療機関に受診した場合）は、1ヶ月の負担増が3,000円までに抑えられるよう、差額を後日払い戻します。ただし、入院の医療費は対象外となります。

払い戻しが発生した場合、高額療養費として登録した口座へ自動的に支払われます。口座登録に関しては、未登録者に対し9月末までに登録の勧奨通知を送付します。

9・10・11月総合健診のお知らせ ー町で行う集団健診は今年度最後ですー

●お問い合わせ 【保険証・受診券に関すること】 住民課 ☎76-3802
 【がん検診・託児に関すること】 保健福祉センター ☎76-3838

9月・10月・11月総合健診（集団健診）の日程と会場 新型コロナウイルス感染症対策を講じながら行います

日 程	会 場	受付時間	乳房超音波	託児（申込期限）
9月30日（金）	保健福祉センター	午前8時30分 ～ 午前10時30分		
10月2日（日）			あり	お早めにご相談ください
11月20日（日）			あり	あり（11/4まで）
11月21日（月）				
11月22日（火）				

健診内容

特定健診（基本健診）、胸部レントゲン、胃・子宮・乳・大腸・前立腺がん検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検査、胃リスク検査です。

持ってくるもの

- ・保険証、受診券（40歳以上で特定健診を受ける方）
- ・健診セット、マスク（全員）
- ・乳がん検診用のバスタオル（必要な方）

申込みされていない方

今年度は事前に申込みをし、検診セットを持っていないと受診できません。まだ申込みがお済みでない方は事前に保健福祉センターまでご連絡ください。健診時の密を避けるため受診予定者数が少ない日をご案内します。検診セットは健診日より前に保健福祉センターまで取りにきてください。

乳房超音波検査

今年度末39歳以下の方が対象です。乳房超音波検査がある日は限られていますので、予約優先とします。受ける日の1週間前までに保健福祉センターへご予約ください。

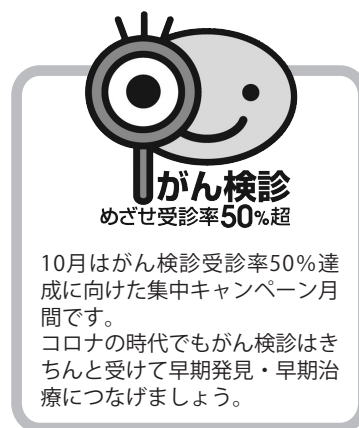
施設健診・個別健診

施設健診を希望される方は、厚生連健康管理センター（電話0977-23-7112）へ直接お申し込みください。75歳以上の方、病院に通院されている方は医療機関で血液検査や尿検査ができる個別健診がおすすめです。個別健診を希望される方は、対象医療機関へ直接予約し、受診券を持って受診してください。

＜九重町で受診券が使える個別健診医療機関＞ ※医療機関でのがん検診の費用補助はありません。

●矢原医院（☎77-6121） ●友成医院（☎78-8811）

※九重町以外でも受診できる医療機関もありますので、住民課までお問い合わせください



○結核予防週間

- ・9月24日～30日は結核予防週間です。
- ・結核は過去の病気ではありません。令和2年の大分県の結核罹患率は全国24位であり、日田玖珠地域では、令和2年に6人、令和3年に5人が新たに結核と診断されています。
- ・咳が2週間以上続く、痰が出る、倦怠感や微熱が続くなどの症状があるときは、早めに病院を受診しましょう。
- ・高齢者では咳や痰などの症状が出ない場合もあります。早期発見・早期治療のため、年に一度は健診を受けましょう。

～インフルエンザ予防接種のお知らせ～

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎76-3838

一般社団法人日本感染症学会より令和4年から令和5年にかけて、インフルエンザの流行が予想されています。インフルエンザの予防には予防接種が有効です。

高齢者インフルエンザ予防接種

- 対 象 者** ①接種日当日において65歳以上の方
②接種日当日において60歳～64歳で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に障がいがあり、身の回りの生活を極度に制限される方、及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがあり日常生活がほとんど不可能な方
- 接種期間** 令和4年10月～令和5年1月31日まで ※接種期間は、医療機関によって異なります。
- 接種回数** 1回
- 接種医療機関** 県内の医療機関
- 接種費用** 自己負担金 1,000円



但し、対象者で生活保護世帯の方は、「生活保護受給者証明書」を医療機関へ持参すれば「無料」で接種できます。「生活保護受給者証明書」の発行が必要な方は事前に保健センターまでご連絡ください

子どもインフルエンザ予防接種

- 対 象 者** 生後6カ月～中学3年生修了前までの方
- 接種期間** 令和4年10月～令和5年1月31日まで
※接種期間は、医療機関によって異なります。
- 手 続 き** 【玖珠郡内の医療機関】助成額1,000円を差し引いた金額を医療機関にお支払いください。
【玖珠郡外の医療機関】全額医療機関に支払った後、①領収書②予防接種済証③振込先の口座がわかるものと印鑑を持参し令和5年3月31日までに保健センターまでお越しください。
- 助成内容** 【助 成 額】年度内において、1人1回あたり1,000円
【助成回数】生後6カ月以上13歳未満（2回まで）、13歳以上の方（1回まで）



このえまちチャレンジミッション参加者募集！



- ▶実施内容 11月1日～11月30日までの1か月の歩数を競います
(個人または3～10人で作られたグループの部)
- ▶参加資格 九重町に住民票がある満15歳以上の方(令和4年3月31日時点の年齢)
グループで参加の場合は九重町に住民票がある方を半数以上含むこと
- ▶募集期間 9月26日(月)～10月24日(月)
- ▶申込方法 保健センター、各地区公民館、九重町ホームページ
にある申込用紙に必要事項を記入し、郵送、メール、FAXまたは保健福祉センター窓口まで提出、または、右の二次元コードからお申込みください。

賞品があります



◀こちらから
申込みできます

九重ふるさと祭りにて健康講演会を開催します！！

家族みんなで生活習慣病を予防しよう ～子どもの食育から考える～

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎76-3838

子どもの頃からの食習慣はとても大切で、その先の一生の健康を左右します。家族みんなで生活習慣病予防のためにできることを考えてみませんか？



井原健二先生

日 時 令和4年10月16日(日)
【受付】午後1時～ 【開会】午後1時30分～
【終了予定】午後2時30分
場 所 九重町保健福祉センター（ふるさと祭り会場内）
講 師 大分大学医学部小児科学講座教授 井原健二先生
申込先 保健福祉センター ☎0973-76-3838

定員 80 名
託児あり

粗品あり

※入場無料です。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、参加及び託児は事前申し込み制といたします。定員に達しましたら受付を終了いたします。
車でお越しの際は、JA おおいた九重支店駐車場に駐めて、シャトルバスをご利用ください。

毎年10月1日は「浄化槽の日」です

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎76-3838

合併浄化槽は、家庭から出る雑排水（風呂、台所、洗濯等）やし尿処理水を、微生物の力を活用しきれいにする設備です。九重町では、約35%の家庭で生活排水が未処理のまま、水路や川へ流れだしているのが現状です。また合併浄化槽を設置しても適切な維持管理を行わないと浄化機能が落ち、水質の悪化や悪臭の発生を招くなど、地域の生活環境に影響を与えます。

筑後川の源流に住む私達の責務として、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に取り組みましょう。

浄化槽の日とは・・・

浄化槽の普及促進及び浄化槽法の周知徹底を通じて、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに公共用水域の水質保全に資することを目的とした記念日です。

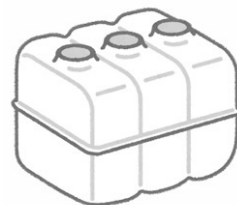
合併浄化槽の設置は今はチャンス！

生活環境の改善のため、汲み取りや単独浄化槽から転換時の合併浄化槽設置費用の補助を行っています。詳しくは保健福祉センターまでご相談ください。

設置区分	補助金額（上限額）	
	改築（円）	新築（円）
5人槽	532,000	332,000
7人槽	614,000	414,000
10人槽	748,000	548,000
単独浄化槽撤去費	120,000	
単独からの転換時 宅内配管工事費	300,000	

※合併から合併への転換や増改築を伴う場合等補助対象にならない場合があります。

※申請期間は、令和4年12月28日まで受付を行っていますが、予算の定める範囲内になりますので、申請を受け付けられないこともあります。



設置後の維持管理はしっかりと！

合併浄化槽の適切な維持管理のため、次の3つをしっかりと行いましょう。

- ①保守点検・・・保守点検は、機械などの調整や空気量などの設定を行い、浄化槽の機能維持を図ることを目的としています。
- ②清掃・・・清掃は、汚泥の引き抜きなどを行うことで浄化槽を正常な機能で発揮できる状態に回復することを目的としています。
- ③法定検査・・・法定検査は、保守点検や清掃が適切に行われているか、水質の検査を行っています。

町民スポーツ大会（旧町民体育大会） が開催されます！

過去2年にわたって開催が中止になっていた町民体育大会ですが、名称を新たに令和4年10月9日（土）開催されます。

コロナ感染症対策を行っての開催になりますので、競技によっては中止や競技内容に変更があります。

ご理解のほど、よろしくお願い致します。

なお、屋内競技につきましては会場入口に受付を準備していますので、応援をする方は名前等の記載と不織布マスクの着用、拍手での応援をお願い致します。

（※新型コロナウイルス感染拡大状況によっては本年の大会が中止になることがあります。）

●お問い合わせ 社会教育課

☎76-3823



マイナンバーカード時間外窓口のお知らせ

●お問い合わせ 住民課 ☎76-3802

マイナンバーカードの申請及び交付についての時間外窓口を下記の日程で開設します。事前にご予約のうえ、是非ご利用ください。

★予約方法

開設日の前開庁日（土日祝日除く）の午前8時30分～午後5時までにお問い合わせ先まで電話でご予約ください。

★開設予定日		
平日	10月 4日（火）	午後5時 ～ 午後7時
	10月20日（木）	
	11月 8日（火）	
	11月24日（木）	
	12月 6日（火）	
	12月22日（木）	
休日	10月 8日（土）	午前9時 ～ 正午
	10月23日（日）	
	11月 5日（土）	
	11月27日（日）	
	12月 3日（土）	
	12月25日（日）	



幸せになろうね



No.313

アンコンシャス・バイアス

皆さんは、アンコンシャス・バイアスという言葉を知っていますか？アンコンシャス・バイアスとは、「無意識の思い込み、偏見」と訳され、誰かと話すときや接するとき、自分がこれまでに経験したこと、この人は〇〇だからだろう、普通〇〇だからだろう、というように、あらゆるものを「自分なりに解釈する」という脳の機能によって引き起こされるものです。

身近な例としては、「体力的にハードな仕事を女性に頼むのは可哀そうだと思う」、「お茶出し、受付対応、保育士という、女性がしているところを思い浮かべる」、「親が単身赴任中という、父親が単身赴任をしていると想像する（母親を想像しない）」などが挙げられます。

アンコンシャス・バイアスは、私たちの日常に溢れていて、誰もが持ち合わせており、相手を思いやる場合などで相手の立場などを想像することはコミュニケーションを円滑にすることもあるが、すべてが悪いわけではありません。しかし、問題となるのは、気づかないうちに、決めつけたり、自分の考えを相手に押しつけることであり、人権を考える視点として重要な考え方です。

日常会話のなかで自分が話している内容が間違っていると思う人はいないと思います。しかし、話し手があなたと異なる意見を持っている場合、相手の意見に納得することは難しかったり、嫌悪感を覚えたりしたことはないでしょうか。またその逆もあなたがしているかもしれません。特に信条や概念など真偽のないものは、昨今よく言われる多様性の中では少数的意見になりがちですが、尊重されるべきものだったりするのです。

皆さんもまずは、あなた自身が持っている「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み・偏見）」に気づき、自分の考え方と相手の考え方とは違うかもしれないという意識や自分の常識が間違っているかもしれないという感覚を忘れないことが、相手を、多様性を、尊重する上で必要になってくると思います。

社会教育課